

寄附は **NO!**



有権者は求めない!
政治家は贈らない!



地区の運動会やスポーツ大会への飲食物の差し入れ



お祭りへの寄附・差し入れ



町内会の集会や旅行等の催物への寸志や飲食物の差し入れ



落成式・開店祝いの花輪



お中元・お歳暮



入学祝い・卒業祝い



葬式の花輪・供花



病気見舞い



結婚祝い・香典

政治家が選挙区内の人や団体にお金や物を贈ることは、時期や理由を問わず**法律で禁止**されています。

また、有権者が政治家に対し寄附を求めることも**禁止**されています。

NO!

寄附の禁止



寄附ってな～に？

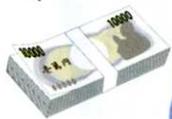
「政治家の寄附は禁止」
というけれど、
寄附って何なの？



寄附とは、お金や物品
など、もらう側にとっ
て財産上の利益となる
ものを与えたり、与え
る約束をすることだ
よ。だけど物を買った
ときの代金や有料イベントの参加料のよう
に、債務の履行として支払うものは寄附には
あたらないよ。



NO!



政治家が寄附にお金を
かけることを無くし
て、お金のかからない
選挙、きれいな選挙を
実現するためだよ。

どうして政治家は
寄附をしては
いけないの？



お世話になった人へのお中
元・お歳暮や催し物の賛助金
など、選挙とは関係ない寄附
だったら問題ないのでは？



以前は「選挙に関する」寄附だけが禁止され
ていたんだ。

でも、政治家が普段からいろいろな名目で行
う寄附が、実は選挙にお金がかかる大きな原
因となっていたんだ。そこで法律が改正され
て、現在は選挙に関する・
関しないを問わず、選挙区
内の人や団体への寄附は
全て禁止されているんだ。



寄附の禁止

こんなときは??

Q & A

Q 政治家が、家族や秘書の名義で支払ったお祝い金は寄附にあたりますか？

A 他の人の名義であっても、政治家本人の禁止されている寄附にあたります。



Q 町内会の役員が、町内会の人たちによびかけて、祭りの祝儀を集めることになりました。町内の住民の中には政治家もいるのですが、政治家が支払う祝儀は寄附にあたりますか？

A 政治家が支払う祝儀は、禁止されている寄附にあたります。



Q 政治家からの結婚祝いや香典は寄附にあたりますか？

A 結婚祝いや香典も禁止されている寄附にあたります。
(政治家本人が結婚披露宴、葬式等に自ら出席してその場で行う場合は罰則が適用されない場合があります。)



Q 趣味の会の会則で、会費は1口(1,000円)以上となっている場合、入会することとなった政治家が2口(2,000円)以上支払ったときは、寄附にあたりますか？

A 会員として資格を得られる最低限の会費(この事例では1口)までは寄附ではありませんが、これを超える分は禁止されている寄附にあたります。



Q 政治家が町内の野球大会で、優勝チームの持ち回りとするためのカップを貸与することは寄附にあたりますか？

A 物を貸すことも、利益を与えることとなるため禁止されている寄附にあたります。



注：上記事例は、すべて政治家の選挙区内における寄附に関するものであり、禁止される寄附にあたる場合は、罰則が適用されます。

